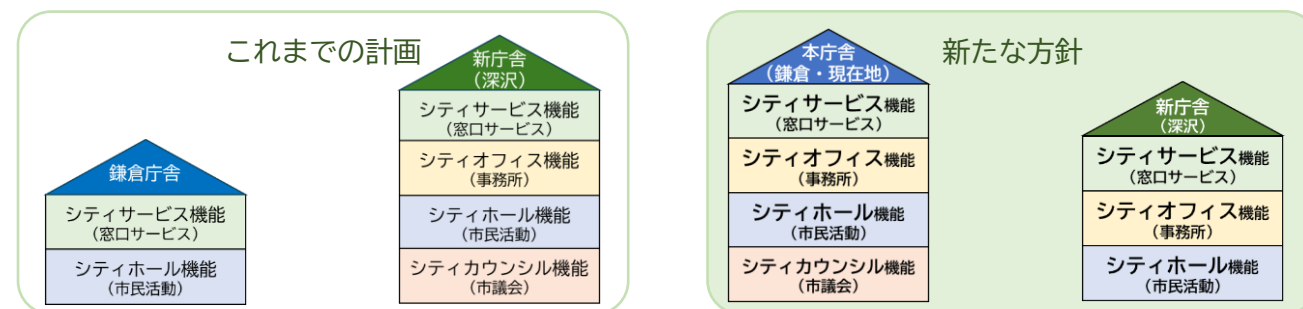


新庁舎等の整備における「両輪体制」方針(素案) 疑問などにお答えします

Q1 なぜ、深沢へ本庁舎を移転するという方針を変更するの？

A 令和4年(2022年)市議会12月定例会において、出席議員の3分の2以上の賛成が必要となる「鎌倉市役所の位置を定める条例」(以下「位置条例」という。)の改正案は、賛成16人、反対10人で否決となりました。その後も、位置条例の改正に向けて、賛成を得られなかった理由の解消に取り組んできましたが、令和7年(2025年)4月の市議会議員選挙以降も、位置条例の改正に必要な数の賛同を得ることが難しい状況でした。こうした状況を踏まえ、この事業の一番の目的である「市民の安全安心を守るため、大規模災害時にも業務継続ができる安全な庁舎整備を早期に実現する」ということを最優先し、事業を着実に進めるため、位置条例の改正を行わない新たな方針を検討することとしました。



Q2 そもそも本庁舎とは？

A 地方自治法に本庁舎の定義は示されておきませんが、本庁舎(地方公共団体の「主たる事務所」)の位置については同法第4条の規定により、条例で定めることになっています。市としては、大阪府の裁判例(※)と照らし合わせるとともに、市の顧問弁護士や総務省に確認し、市議会や政策判断機能(市長、企画・総務といった主要部署)を担う事務所が本庁舎であると考えています。

(※)裁判例(平成29年12月7日/大阪地方裁判所/第7民事部/判決/平成24年(行ウ)5号/平成24年(行ウ)10号)抜粋
主たる事務所か否かの判断においては、その執行機関(知事)及び議決機関(議会)の所在の有無が第一次的な判断要素になるというべきであり、部局や来庁者の数は判断要素の一つになるとしても、これにより主たる事務所の所在が決まるとは解し難い。

Q3 この方針なら位置条例の改正は本当に必要なの？

A 市庁舎現在地の本庁舎と深沢の新庁舎とする両輪体制の考え方について、総務省に確認したところ、鎌倉市の考え方に対し、お墨付きを与えられないものの、「違和感はない」という見解でしたので、市では位置条例の改正は不要であると考えています。

Q4 深沢の新庁舎の法的な位置付けはどうなるの？

A 本庁舎ではなく、行政実例(法令を所管する機関が示す解釈。(※)参照)を踏まえ、分庁舎(地方自治法で条例による設置規定なし)と考えています。

(※)「事務所の位置を定める条例と分室の関係」
(自庁行発第101号 昭和30年7月29日 岩手県総務部長宛 行政課長回答)
問1 町村合併に伴い庁舎の狭隘その他特別の事情のため、やむを得ず分室を設けようとする場合、たとえその位置が本庁から相当の距離にあるときでも、第4条第1項の条例中に規定する必要はないと思うがどうか、なお、条例に規定してもさしつかえないか。
答1 前段、後段ともお見込のとおり。但し、当該分室が実質的に支所又は出張所と同様の機能を有するものであるならば、支所又は出張所の設置を行うべきものである。
問2 1の場合、若し条例をもつて定める必要がないとすれば、分室の設置並びに分室において部局がたとえ教育委員会の事務局であつても、市町村長が決定すべきものと思うがどうか。
答2 庁舎の分室として設けられるものであれば、お見込のとおり。

Q5 分庁舎に変更しても、事前に支所の設置条例の改正が必要では？

A 分庁舎に支所機能(地方公共団体の長の権限に属する事務の全般にわたって地域的に分掌するもの)を備える場合には、「鎌倉市役所支所設置条例」の改正が必要になります。また、当該条例に限らず、事業に関連し、複合化する施設(図書館、学習センターなどの公の施設のほか、支所や消防などの施設)の設置に関する条例については、事業の進捗状況に応じて改正等の手続を市議会に諮っていきます(過半数議決)。なお、施設の設計や工事の前に条例の改正等を必要とする決まりはありません。

Q6 深沢の新庁舎は規模を縮小するの？

A 深沢に本庁舎を移転するこれまでの計画では、新庁舎の5階は主に市議会用のフロアとして検討していましたが、この方針では、多目的フロアとして、展望ロビーや市民も利用できる会議室等のスペースを設け、規模は縮小しない方向で考えています。また、深沢の新庁舎における庁舎部分の面積は、約20,000㎡で計画しており、平成27年度(2015年度)に把握した他の20自治体の新庁舎における職員一人あたりの面積(約28㎡)と比較して、コンパクトな計画としていましたが、今後の社会情勢の変化による業務・職員の増加に対して十分ではなく、また、本市の計画に比べて職員一人あたりの面積が大きな庁舎を整備した自治体でも、当初の計画に比べ執務室部分等が不足している状況もあることから、庁舎部分面積を減らさず基本設計を進める考えです。

事例等	職員一人当たりの庁舎面積	【参考】庁舎面積
茅ヶ崎市	26.2㎡/人	約17,926㎡ (既存の分庁舎含め約25,854㎡)
平塚市	26.2㎡/人	約26,606㎡
藤沢市	27.4㎡/人	約33,477㎡ (既存の分庁舎含め約47,177㎡)
上記を含む20自治体の近似値	28.2㎡/人	-
鎌倉市(深沢の新庁舎)	21.7㎡/人	約20,000㎡

(平成27年度(2015年度)に行った基礎調査より(深沢の新庁舎のデータは同調査の臨時職員等を含めた職員数(座席数で換算)1,152人から本庁舎に配置を想定している20%を減じた数値により算定)。

Q7 市庁舎現在地に整備する予定であった中央図書館や鎌倉生涯学習センター用のスペースはどうなるの？

A 「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画プラン1.0」では、市庁舎現在地に行政機能と鎌倉生涯学習センター、中央図書館、市民交流スペースを複合化し、その余剰部分を民間に貸すこととしています。市庁舎現在地で市議会や政策判断機能等を担う部署約3,000㎡を確保する場合、民間に貸す部分を減らすため、図書館や学習センター等公共施設に供するスペースに影響はありません。

Q8 本庁舎は今の建物をそのまま使い続けるの？

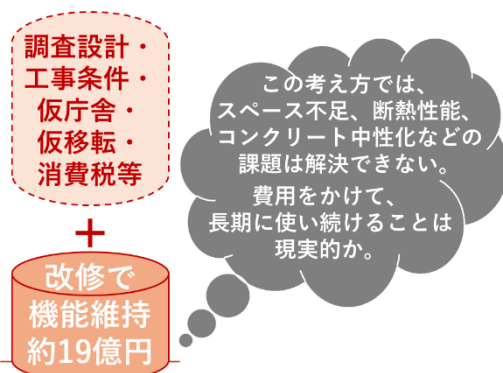
A 本庁舎については、生涯学習センターのホールや議場等の大空間を確保する上で、天井高や柱位置等の検討の自由度が求められ、耐震補強等による制約がないことが望まれることなどを踏まえ、新築（建替え）する考えです。なお、現在の本庁舎は、新庁舎が開庁する頃（築 64 年頃）まで使用し、新築（建替え）後の供用開始は、どんなに早くても令和 18 年（2036 年）頃となります。

Q9 現在の本庁舎は約 19 億円で改修すれば使えると聞いたけれど？

A 「鎌倉市本庁舎劣化調査・機能維持対策（BCP）策定業務報告書（平成 28 年（2016 年）11 月）」では、本庁舎の劣化対策や、機能維持を図るための地震対策、液状化対策、津波水害対策、停電対策、議場特定天井対策等の合計で約 19 億円が必要との報告が示されています。しかし、この報告は、大規模災害が発生した際、現在の本庁舎で業務継続するために最低限求められる改修（修繕）をシミュレーションしたものに過ぎず、例えば、耐震ブレース設置による執務スペースの更なる減少（執務環境の劣悪化）、受変電設備の移設による地下埋設物への影響などの課題があり、将来にわたって庁舎として活用し続けるための対策にはなっていません。また、実際に改修する場合、「工事時期、施工条件、周辺の取合い状況などにより大幅に変動する。改修工事実施に際し、詳細現地調査、詳細設計、詳細施工計画に基づいた詳細見積りの算出が必要である。」とされています。そのため、アスベスト含有建材の有無などに関する調査を行う必要があり、調査結果次第では追加費用が発生する可能性もあります。算出した工事費用に含まれていない消費税や執務室の仮移転に関する経費、調査

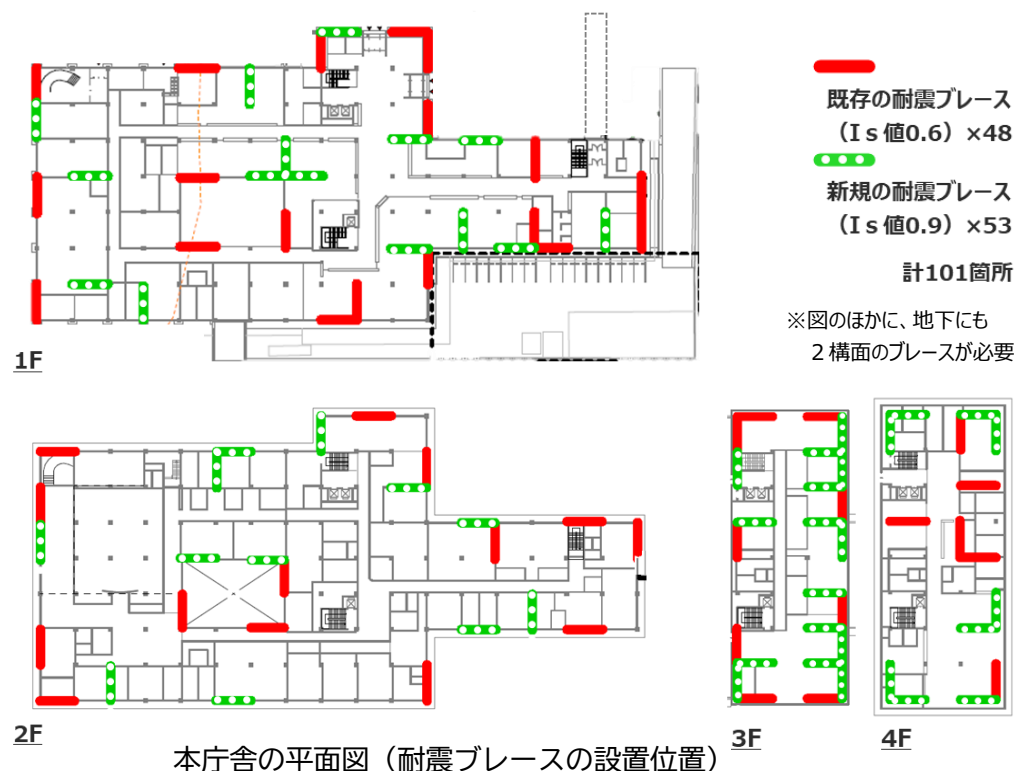
設計などに要する費用もかかります。

なお、調査当時（築 47 年）は、「コンクリート強度に特段の問題がなく、コンクリートの中性化（本来高アルカリ性であるコンクリートが中性に近づく現象。）の進行状況も重篤な問題はないと推察できる」とされていますが、コンクリートの



竣工後60年、65年の中性化進行予測

部位	No.	調査当時	築60年	築65年
		2016年	2029年	2034年
内壁	1-2	○	×	×
	1-3	○	○	×
	3-1	○	×	×
	3-2	○	○	○
	3-3	○	○	×
打放し面	4-2	○	○	○
	1	○	築56年現在	使用終了予定
	2	○	○	○
	3	○	○	○



中性化の進行予測が顕著な部位（内壁）においては、左下表のように、築 60 年（令和 11 年）を迎える頃には、修繕要否判定が「要（表中に×印）」となる箇所が複数出現し、築 65 年（令和 16 年）を迎える頃には、多数出現する状況という予測が示されています。コンクリートの中性化は、爆裂を誘発し、耐震性能の低下につながるため、今後の観察が重要とされていますが、前述した費用約 19 億円には、既存のコンクリートへの対策費用が含まれていません。また、仮に耐震性能を上げようとした場合、図のように設置済の耐震ブレース 48 箇所を超える 53 箇所に耐震ブレースの設置を行うことになり、現状のスペース不足が更に進むことや、地下にある受変電設備の移設などの課題から、改修して今後も長期にわたり使い続けることは、現実的ではなく、加えて、改修して使用する場合には、仮庁舎の費用のほか、スペース不足を補うための庁舎建設の費用もかかります。

Q10 二つの庁舎を整備する場合、財政負担が増えるのでは？

A 深沢の新庁舎、市庁舎現在地の利活用にかかる財政負担については、整備する両施設の規模を従前の計画から変更しない考えであるため、両輪体制の方針によって大幅に整備費用が増えるということはありません。

深沢の新庁舎の整備にかかる費用（約 170 億円）については、これまで基金を積み立ててきている（約 33 億円）ほか、100 年使っていくことを考えている新庁舎の建設費用を将来世代にも負担していただくため、市債（借金）を利用した財政計画を立てて進めていきます。なお、市の市債残高は、令和 6 年度（2024 年度）末時点で 26,434,231 千円となっており、県内 19 市の中では借金返済の負担が一番軽い数値です。

Q11 二つの庁舎に職員が分かると、行き来などの経費が増えるのでは？

A 深沢の新庁舎と市庁舎現在地の本庁舎が 3 km 程度離れているため、職員間のコミュニケーションが取りにくくなるという状況も想定されますが、オンラインツールなどを活用することで、この問題は解決できると考えています。

Q12 二つの庁舎に分かれると、災害時に支障が出るのでは？

A 鎌倉地域、深沢地域に二つの庁舎ができ、どちらも災害に強い建物となることによって、柔軟な災害への対応が可能になると考えています。

Q13 「両輪体制」とする場合、本庁舎で避難者を受け入れられるの？

A 現在の本庁舎は、避難所としての指定はありませんが、令和 7 年（2025 年）7 月 30 日に発生したカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報への対応でも明らかとなり、実際には多くの方が避難してくると想定しており、将来的な市庁舎現在地の利活用においても、避難場所としての機能を確保する予定です。また、本庁舎を深沢に移転するというこれまでの計画に比べ、多くの市の職員を市庁舎現在地に配置することになるため、避難者の受入れなどを含めて、災害が発生した場合でも柔軟に対応できると考えています。

Q14 深沢の新庁舎の開庁はいつごろになるの？

A 令和 15 年（2033 年）3 月前後の開庁を想定しています。

詳しい内容は、市ホームページでもご覧いただけます

